

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
糸魚川市	下早川地区（東海、大稲場、田屋、中島、檜葉の木、中野、西谷内、柿の町、上覚、岡、赤沢、田中、清水山、日光寺、新町、新道、滝川原、上出、下出、高谷根、谷根、西塚、五十原、東塚、見滝、梶屋敷）	平成25年3月15日	令和3年3月18日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	364.93ha
②アンケート調査等に回答した地区内の耕作者の耕作面積の合計	278.73ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	119.17ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	78.73ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	4.14ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計	46.5ha
（備考） ③、④は、アンケート回答者の集計	

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・今後、5年間で耕作をやめる意向のある農業者の耕作面積は36haとなっている。 中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の範囲内であるが、中山間地の耕作条件の悪い農地では、新たな耕作者の確保が難しい場合がある。 ・圃場整備と合わせ、農地中間管理事業の活用に取り組み、中心経営体への集積・集約が実施するための体制づくりが必要である。 ・用水等管理において、担い手への集積や高齢化により、人手不足となり耕作者の負担が大きくなっている。 ・中心経営体への集積が進み、畦畔の草刈りが負担となっている。 ・今後ほ場整備が予定されている地区では、工事期間中は耕作不能となり収入の減少が見込まれる。 ・営農継続の意欲を喪失させるほどの鳥獣による深刻な農作物被害が発生している。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

東海、あわら、谷根・出地区では、ほ場整備が進められており、ほ場整備後は中心経営体への集積が計画されている。
担い手への集積が進んでいる、ほ場整備田では、作業効率の向上のため、農地の入れ替え等による農地の集約化（団地化）を図る。
担い手が不足している地区においては、新たな担い手の確保を図るとともに、中山間地域等直接支払制度等を活用し農地の保全を行う。

（参考） 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向			備考
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲	
	省 略						
計	53人		188.4 ha		234.9 ha		

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の耕作意向

- ・耕作をやめる意向が確認された農地(水田)は、29.16haとなっている。
- ・直払制度の集落協定と中心経営体が中心となり、耕作者の選定を進める。

農地中間管理機構の活用方針

- ・圃場整備地を重点的に、農地所有者は、受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けていく。
- ・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、地区で新たな耕作者の選定を進め、利用調整を行う。

基盤整備への取組方針

- ・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、東海、あわら、谷根・出地区において、農地の区画拡大等の基盤整備に取り組む。
- ・できる限り大区画となるよう、地権者の協力を得る。

所得安定の取組方針

病虫害防除や肥料散布等を地域一体で取組み、経費の削減と品質の向上を図り、所得の安定を図る。

鳥獣被害防止対策の取組方針

- ・地域ぐるみで獣害防止意識を高め、集落環境の整備、電気柵の適正な設置、捕獲の促進など総合的な対策を進める。

畦畔、農道、用水等の管理・改良への方針

- ・多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度を活用し、農業施設の維持管理に取り組む。
- ・農道・用水の管理については、大規模農家、地域住民、農地の所有者からの支援や業者委託などの新しい管理体制を検討する。
- ・施設の保全管理の省力化と農作業の安全性確保に向けて、中山間地域等直接支払制度や各種補助事業を活用し、施設の改良を進める。
- ・各地区(集落)では、農地等施設の点検、改良計画づくりを継続的に進める。